

平成31年2月市議会建設水道委員会資料

第49号議案 長崎市水道事業及び公共下水道事業 の設置等に関する条例の一部を改正す る条例

目次	ページ
1 条例の改正概要	1～11
(1) 水道の布設工事監督者の資格要件に係る基準見直し	1～3
ア 改正理由	1
イ 改正内容	1
ウ 関係法令	2～3
エ 施行期日	3
(2) 水道事業における給水区域の追加	4～6
ア 改正理由	4
イ 改正内容	4～5
参考 「給水区域外給水に関する契約書」により給水を行っているその他の地区	5
ウ 関係法令	6
エ 施行期日	6
(3) 公共下水道事業計画の事業期間延長に伴う処理区域等の変更	7～11
ア 改正理由	7
イ 改正内容	7～9
ウ 施行期日	9
参考 長崎市公共下水道事業計画の主な見直し内容について	10～11
2 新旧対照表	12～18

上 下 水 道 局

平成31年2月

1 条例の改正概要

(1) 水道の布設工事監督者の資格要件に係る基準見直し（条例第10条第2項関係）

ア 改正理由

水道の布設工事監督者の資格要件は、水道法施行令及び水道法施行規則で定める基準を参酌して条例で定めること（水道法第12条第2項）とされており、長崎市水道事業及び公共下水道事業の設置等に関する条例（以下「条例」という。）において、技術士第二次試験の上下水道部門に合格した者を資格要件の一つとしている。

「技術士法施行規則の一部を改正する省令」において、技術士第二次試験の上下水道部門の選択科目である「水道環境」が「上水道及び工業用水道」に統合されたことに伴い、「水道法施行規則の一部を改正する省令」においても、技術士第二次試験の上下水道部門に合格した者の選択科目である「水道環境」が削られた（施行日：平成31年4月1日）ため、同様に条例の一部を改正しようとするもの。

イ 改正内容

条例第10条第2項第8号に規定されている水道の布設工事監督者の資格要件について、技術士第二次試験の上下水道部門に合格した者の選択科目から「水道環境」を削る。

水道の布設工事監督者の資格と実務経験年数等（改正対象箇所のみ抜粋）

条例 第10条 第2項	法 令	資格等		実務経験
			試験の選択科目	
8号	令4条6号、 規則9条3号	技術士法第4条第1項の規定による 第二次試験のうち上下水道部門に合 格	上水道及び工業 用水道 又は水道環境	1年以上

※表中「水道法施行令」を「令」、「水道法施行規則」を「規則」と表記

参考1 水道の布設工事監督者

水道の布設工事に該当する工事の施行に関する技術上の監督業務を行う者。当該工事の適正な履行を確保するため、工事の状況を確認・把握し、指示等を行う。

参考2 監督者を配置すべき水道の布設工事の範囲（条例第10条第1項）

- 水道施設の新設工事
- 水道施設の次に掲げる増設又は改造の工事
 - ・ 1日最大給水量、水源の種別、取水地点又は浄水方法の変更に係る工事
 - ・ 沈殿池、ろ過池、浄水池、消毒設備又は配水池の新設、増設又は大規模な改造に係る工事

ウ 関係法令

○水道法（抜粋）

（技術者による布設工事の監督）

第十二条 水道事業者は、水道の布設工事（当該水道事業者が地方公共団体である場合にあつては、当該地方公共団体の条例で定める水道の布設工事に限る。）を自ら施行し、又は他人に施行させる場合においては、その職員を指名し、又は第三者に委嘱して、その工事の施行に関する技術上の監督業務を行わせなければならない。

2 前項の業務を行う者は、政令で定める資格（当該水道事業者が地方公共団体である場合にあつては、当該資格を参酌して当該地方公共団体の条例で定める資格）を有する者でなければならない。

○水道法施行令（抜粋）

（布設工事監督者の資格）

第四条 法第十二条第二項（法第三十一条において準用する場合を含む。）に規定する政令で定める資格は、次のとおりとする。

一～五 （略）

六 厚生労働省令の定めるところにより、前各号に掲げる者と同等以上の技能を有すると認められる者

○水道法施行規則（抜粋）

（布設工事監督者の資格）

第九条 令第四条第一項第六号の規定により同項第一号から第五号までに掲げる者と同等以上の技能を有すると認められる者は、次のとおりとする。

一～二 （略）

三 技術士法（昭和五十八年法律第二十五号）第四条第一項の規定による第二次試験のうち上下水道部門に合格した者（選択科目として上水道及び工業用水道を選択したものに限る。）であつて、一年（簡易水道の場合は、六箇月）以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

※下線部は改正後（平成31年4月1日施行）

事項	現行	改正後
布設工事監督者の資格	第九条 令第四条第一項第六号の規定により同項第一号から第五号までに掲げる者と同等以上の技能を有すると認められる者は、次のとおりとする。 一～二 （略）	第九条 令第四条第一項第六号の規定により同項第一号から第五号までに掲げる者と同等以上の技能を有すると認められる者は、次のとおりとする。 一～二 （略）

事項	現行	改正後
布設工事監督者の資格	三 技術士法(昭和五十八年法律第二十五号)第四条第一項の規定による第二次試験のうち上下水道部門に合格した者(選択科目として上水道及び工業用水道又は水道環境を選択したものに限る。)であつて、一年(簡易水道の場合は、六箇月)以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者	三 技術士法(昭和五十八年法律第二十五号)第四条第一項の規定による第二次試験のうち上下水道部門に合格した者(選択科目として上水道及び工業用水道を選択したものに限る。)であつて、一年(簡易水道の場合は、六箇月)以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

○長崎市水道事業及び公共下水道事業の設置等に関する条例(抜粋)

(水道の布設工事及び布設工事監督者の資格)

第10条 水道法(昭和32年法律第177号)第12条第1項の規定に基づき条例で定める水道の布設工事は、同法第3条第8項に規定する水道施設(以下「水道施設」という。)の新設又は次に掲げる水道施設の増設若しくは改造の工事とする。

- (1) 1日最大給水量、水源の種別、取水地点又は浄水方法の変更に係る工事
- (2) 沈殿池、ろ過池、浄水池、消毒設備又は配水池の新設、増設又は大規模な改造に係る工事

エ 施行期日

平成31年4月1日

(2) 水道事業における給水区域の追加 (条例別表第1関係)

ア 改正理由

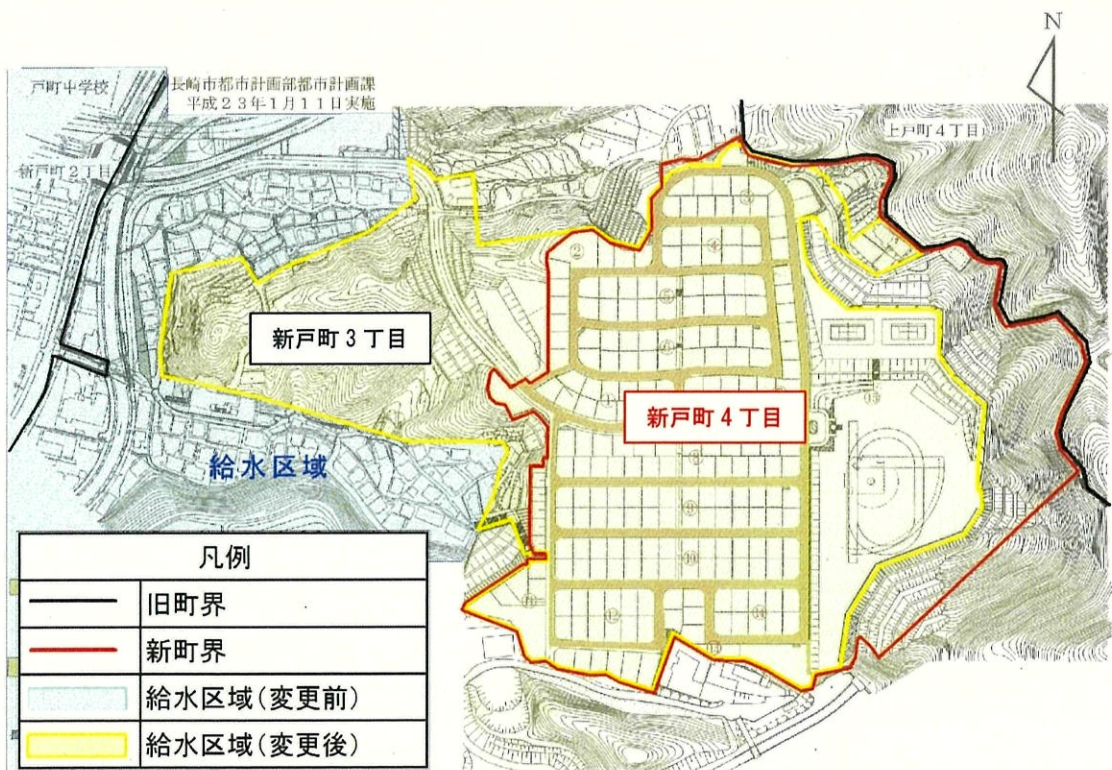
団地開発が行われた一部の地区については、「給水区域外給水に関する契約書」を締結し、既に給水しているが、現在給水区域となっていない。

水道法では、給水を行う場合には、給水区域として位置付ける必要があることから、同法第10条の規定に基づき、厚生労働大臣へ給水区域として届け出るとともに、本条例においても、給水区域に追加しようとするもの。また、その他所要の整備をしようとするもの。

イ 改正内容

(ア)「給水区域外給水に関する契約書」により給水を行っている地区の一部を、給水区域に追加するもの

開発団地名 (完成年度)	町の名称変更前後の 町名		条例		改正内容
	変更前	変更後	現行	改正(案)	
ウェリスパーク新戸町 (H22年度)	新戸町 3丁目	新戸町 4丁目	新戸町4丁目の 全部を除く	新戸町4丁目の 一部を除く	平成23年1月11日に実施された「町の区域及び名称の変更」にあわせて、本条例の町名も改正を行ったが、給水区域については、新戸町4丁目の「全部を除く」としていた。 今回、開発団地の区域を給水区域とするために新戸町4丁目の「一部を除く」に改める。



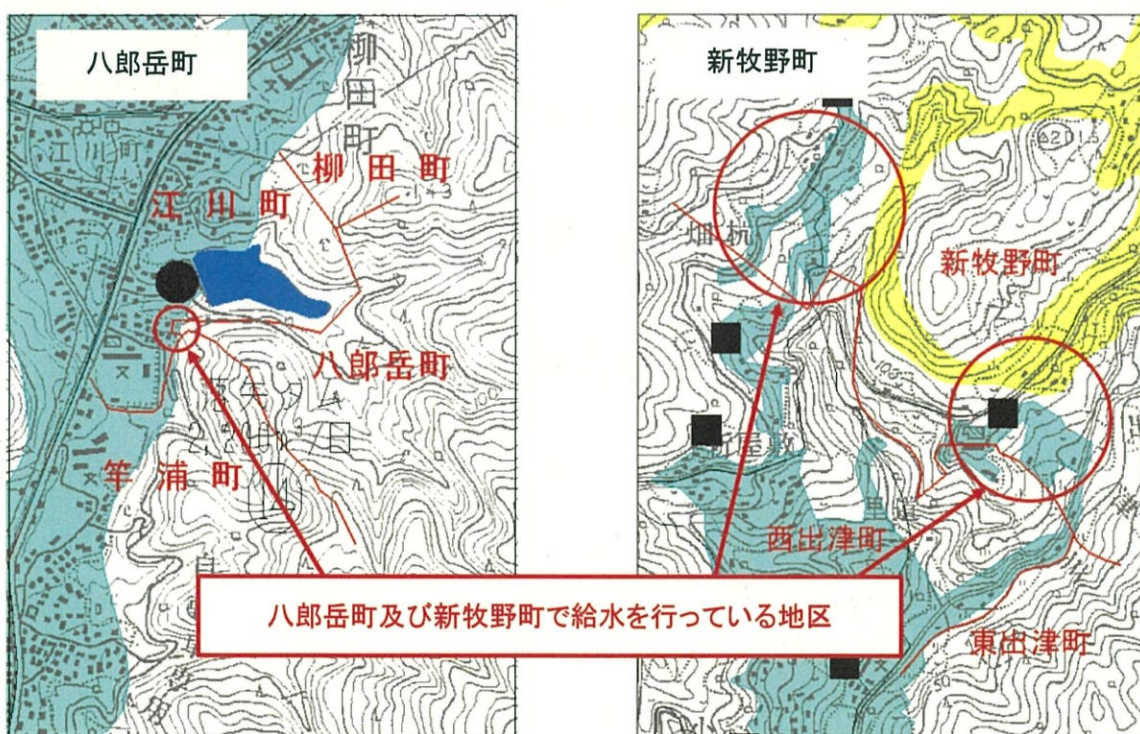
【参考】「給水区域外給水に関する契約書」により給水を行っているその他の地区

開発団地名 (完成年度)	町の名称変更前後の町名		現行条例	備考
	変更前	変更後		
桜の里 (H13 年度)	三京町、京泊町、 畝刈町	さくらの里 1 丁目、2丁目、 3丁目	さくらの里 1丁目、 2丁目、3丁目の 一部を除く	各町の「町の区域及 び名称の変更」にあわ せて、給水区域につい ては、各町の「一部を 除く」と条例改正を行 っており、今回の条例 改正は不要。
オナーズヒル新山手 (H13 年度)	田中町、矢上町、 平間町	高城台 1丁目、 2丁目	高城台 1丁目、2丁 目の一部を除く	
スイートタウン夢が丘 (H14 年度)	小江原町、小江 町、柿泊町	小江原 5丁目	小江原 5丁目の一部 を除く	
豊洋台 (H19 年度)	畝刈町、鳴見町、 多以良町	豊洋台 1丁目、 2丁目	豊洋台 1丁目、2丁 目の一部を除く	
みなと坂 (H26 年度)	木鉢町 2丁目、小 瀬戸町、大浜町	みなと坂 1丁 目、2丁目	みなと坂 1丁目、2 丁目の一部を除く	
ガーデンシティ東長崎 (H16 年度)	戸石町		戸石町の一部を除く	
岩見町 (H22 年度)	岩見町		岩見町の一部を除く	

(イ) 所要の整備をしようとするもの

八郎岳町及び新牧野町の一部は、国へ届け出ている給水区域図には含まれているが、町界の錯誤により、本条例の給水区域については各町の「全部を除く」としているため、給水区域に追加するもの。

【参考】位置図



ウ 関係法令

○水道法（抜粋）

（事業の変更）

第十条 水道事業者は、給水区域を拡張し、給水人口若しくは給水量を増加させ、又は水源の種別、取水地点若しくは浄水方法を変更しようとするとき（次の各号のいずれかに該当するときを除く。）は、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。この場合において、給水区域の拡張により新たに他の市町村の区域が給水区域に含まれることとなるときは、当該他の市町村の同意を得なければ、当該認可を受けることができない。

一 その変更が厚生労働省令で定める軽微なものであるとき。

二（略）

2（略）

3 水道事業者は、第一項各号のいずれかに該当する変更を行うときは、あらかじめ、厚生労働省令で定めるところにより、その旨を厚生労働大臣に届け出なければならない。

エ 施行期日

公布の日

(3) 公共下水道事業計画の事業期間延長に伴う処理区域等の変更（条例別表第2関係）

ア 改正理由

下水道法で規定する公共下水道事業計画について、平成30年度末までとなっている計画期間を平成35年度末まで延伸するとともに、次のとおり計画内容を見直したため、条例別表第2の「処理区域」、「処理人口」、「処理区域面積」及び「1日最大処理水量」を改正しようとするもの。

また、その他所要の整備をしようとするもの。

イ 改正内容

(ア) 計画内容の見直しによるもの

a 処理人口

	現行 (平成30年度目標)	改正案 (平成35年度目標)	増減
処理人口	397,640人	380,440人	▲17,200人

※ 国立社会保障・人口問題研究所（社人研）の推計に基づき算出した結果、推計行政人口の減少に伴い処理人口も減少するもの。

b 処理区域及び処理区域面積

	現行 (平成30年度目標)	改正案 (平成35年度目標)	増減
処理区域	新旧対照表参照	新旧対照表参照	
処理区域面積	7,031 ha	6,758 ha	▲273 ha

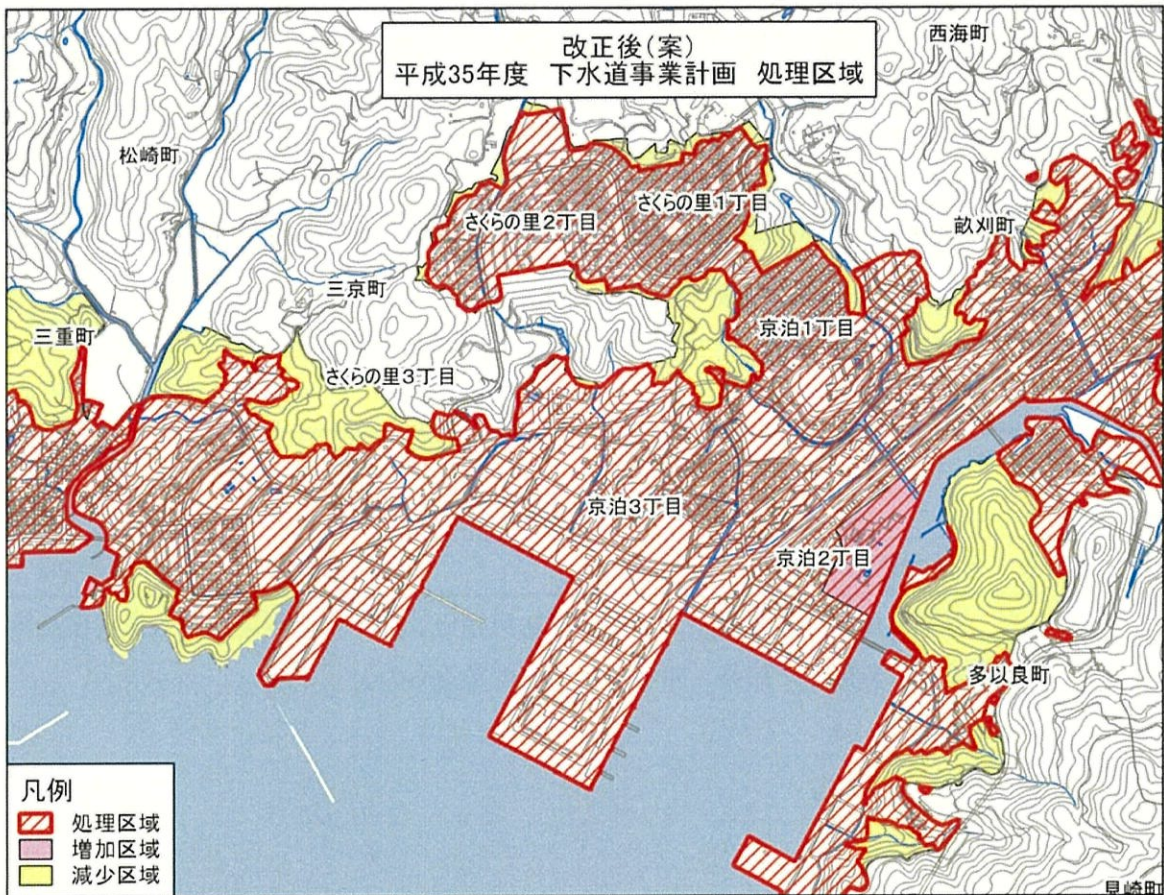
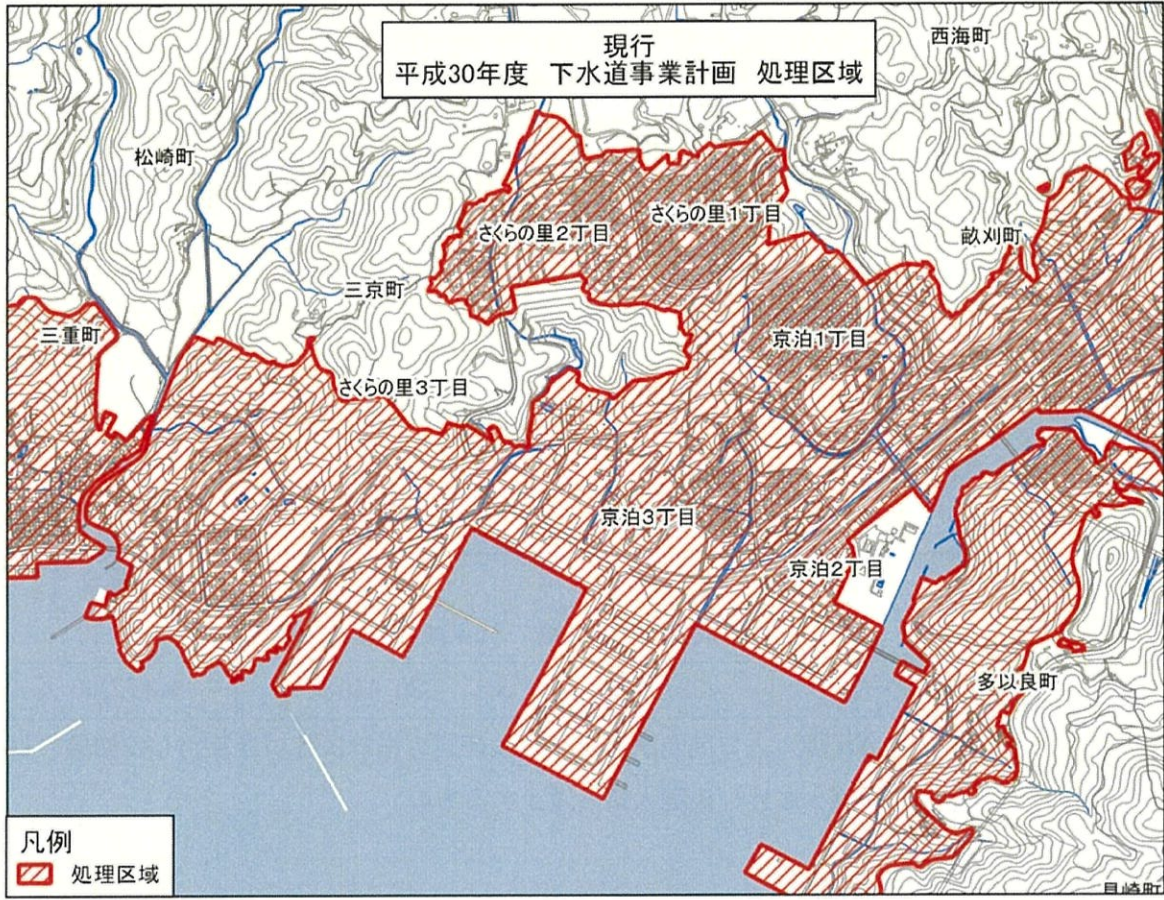
※ 平成26年10月の長崎都市計画（旧長崎市及び旧香焼町）の市街化区域と市街化調整区域の区分変更等により面積が減少するもの。

c 1日最大処理水量

	現行 (平成30年度目標)	改正案 (平成35年度目標)	増減
1日最大処理水量	185,900m ³	163,200m ³	▲22,700m ³

※ 計画処理人口の減少や、水道の給水実績値及び下水処理場の流入量実績値等を踏まえて算出した結果、処理水量が減少するもの。

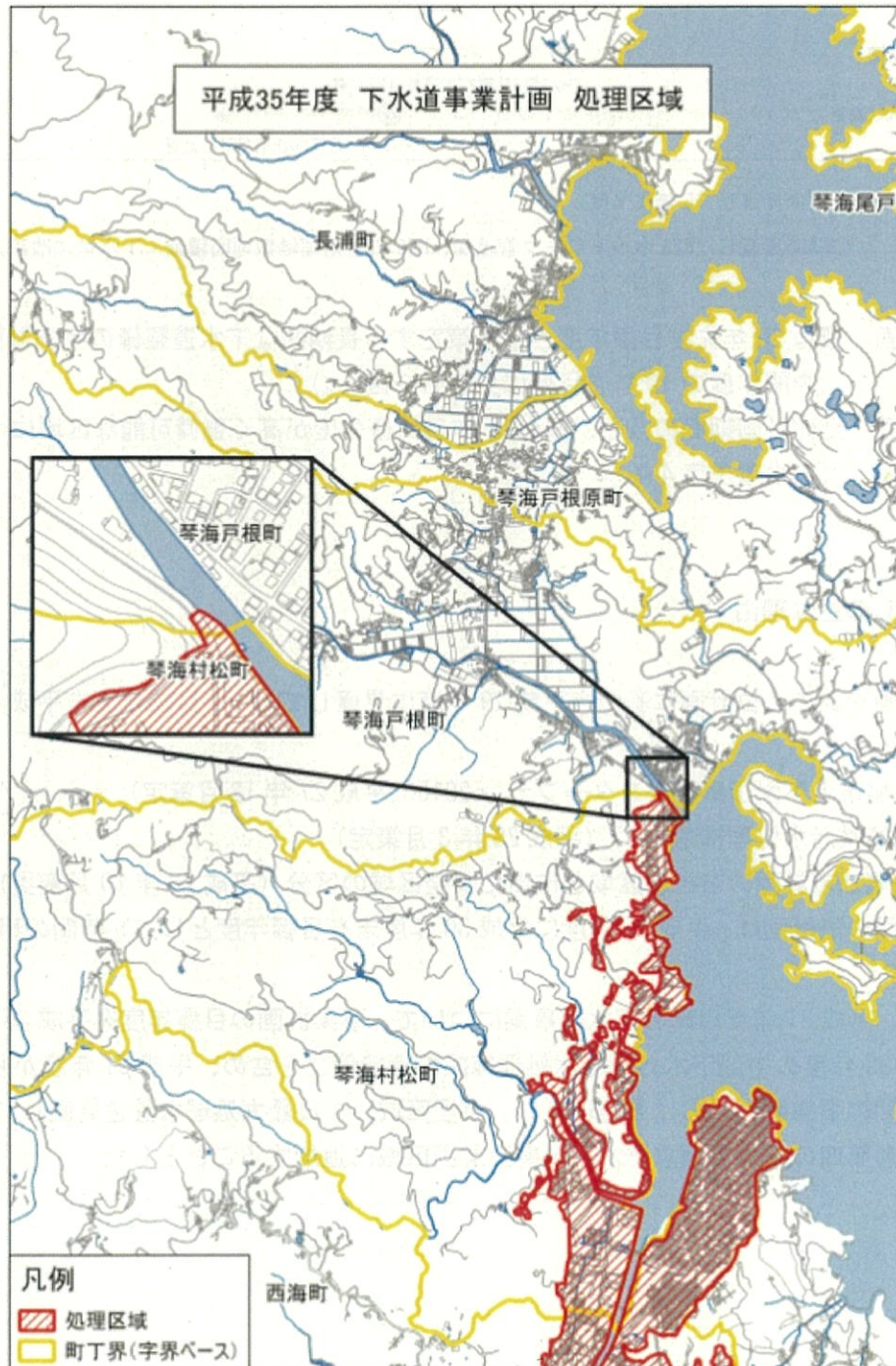
【参考】処理区域（三重地区）



(イ) 所要の整備をしようとするもの

琴海戸根町の一部は、公共下水道事業計画の処理区域図には含まれているが、町界の錯誤により、本条例の処理区域については同町の「全部を除く」としているため、「一部を除く」に改め、処理区域に追加するもの。

【参考】処理区域（琴海地区）



ウ 施行期日

公布の日

2 今後5年間の主な計画内容（（1）～（3）が条例改正に関する内容）

（1）処理人口

国立社会保障・人口問題研究所（社人研）の推測に基づき算出した結果、推計行政人口の減少に伴い処理人口を「380,440人」に設定。

（2）処理区域

平成26年10月の長崎都市計画（中部・南部・三重・東部・西部・香焼処理区）の市街化区域と市街化調整区域の区分変更等により面積が減少となり、「6,758ha」に設定。

処理区	事業計画 処理区域面積 (ha)			都市計画
	既計画 (H30 目標)	変更計画 (H35 目標)	増減	
中部	1,013.9	982.1	▲ 31.8	長崎都市計画
南部	1,193.2	1,169.9	▲ 23.3	
三重	667.9	536.3	▲ 131.6	
東部	1,004.5	978.4	▲ 26.1	
西部	2,467.6	2,416.3	▲ 51.3	
香焼	124.4	113.4	▲ 11.0	
伊王島	39.4	39.4	0.0	伊王島都市計画
光西浜	15.0	15.0	0.0	高島都市計画
脇岬	38.2	38.2	0.0	
神浦	24.1	24.1	0.0	
黒崎	36.4	36.4	0.0	
三和	183.8	185.7	1.9	三和都市計画
琴海南部	186.0	186.2	0.2	琴海都市計画
大平	36.6	36.9	0.3	
合計	7,031.0	6,758.3	▲ 272.7	

（3）1日最大処理水量

計画処理人口の減少や、水道の給水実績値及び下水処理場の流入量実績値等を踏まえて算出した結果、1日最大処理水量を「163,200m³/日」に設定。

（4）中部下水処理場の機能停止に伴う西部下水処理場の増設

平成35年度における中部下水処理場の水処理施設の機能停止及びこれに伴う西部下水処理場の水処理施設の増設（8系列→9系列）。

（5）雨水排水区の事業計画区域へ追加

次の3雨水排水区は既計画の事業計画区域外であるが、雨天時に道路冠水が発生していることから事業計画区域へ位置付け浸水対策に取り組む。

	雨水排水区名	面積
1	文教排水区	約38ha
2	築町排水区	約38ha
3	小ヶ倉第四排水区	約27ha

2 長崎市水道事業及び公共下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表（抜粋）

現行	改正案												
<p>(水道の布設工事及び布設工事監督者の資格)</p> <p>第10条 (略)</p> <p>2 水道法第12条第2項の規定に基づき条例で定める水道の布設工事監督者の資格は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>(8) 技術士法（昭和58年法律第25号）第4条第1項の規定による第二次試験のうち上下水道部門に合格した者（選択科目として上水道及び工業用水道又は水道環境を選択したものに限る。）であつて、1年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>別表第1（第3条関係）</p>	<p>(水道の布設工事及び布設工事監督者の資格)</p> <p>第10条 (略)</p> <p>2 水道法第12条第2項の規定に基づき条例で定める水道の布設工事監督者の資格は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>(8) 技術士法（昭和58年法律第25号）第4条第1項の規定による第二次試験のうち上下水道部門に合格した者（選択科目として上水道及び工業用水道を選択したものに限る。）であつて、1年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>別表第1（第3条関係）</p>												
<table border="1"> <thead> <tr> <th>給水区域</th> <th>給水人口</th> <th>1日最大給水量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>長崎市（<u>新戸町4丁目、鹿尾町、米山町、八郎岳町、新牧野町</u>及び神浦上大中尾町の全部並びに本河内1丁目、本河内2丁目、本河内3丁目、本河内4丁目、矢の平1丁目、矢の平3丁目、矢の平4丁目、白木町、中川2丁目、浜平2丁目、立山5丁目、西山1丁目、西山2丁目、西山3丁目、西山4丁目、西山台2丁目、片淵3丁目、片淵4丁目、片淵5丁目、鳴滝1丁目、鳴滝3丁目、木場町、芒塚町、宿町、界1丁目、界2丁目、網場町、春日町、潮見町、</td> <td>人 435,300</td> <td>立方メートル 178,700</td> </tr> </tbody> </table>	給水区域	給水人口	1日最大給水量	長崎市（ <u>新戸町4丁目、鹿尾町、米山町、八郎岳町、新牧野町</u> 及び神浦上大中尾町の全部並びに本河内1丁目、本河内2丁目、本河内3丁目、本河内4丁目、矢の平1丁目、矢の平3丁目、矢の平4丁目、白木町、中川2丁目、浜平2丁目、立山5丁目、西山1丁目、西山2丁目、西山3丁目、西山4丁目、西山台2丁目、片淵3丁目、片淵4丁目、片淵5丁目、鳴滝1丁目、鳴滝3丁目、木場町、芒塚町、宿町、界1丁目、界2丁目、網場町、春日町、潮見町、	人 435,300	立方メートル 178,700	<table border="1"> <thead> <tr> <th>給水区域</th> <th>給水人口</th> <th>1日最大給水量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>長崎市（<u>鹿尾町、米山町</u>及び神浦上大中尾町の全部並びに本河内1丁目、本河内2丁目、本河内3丁目、本河内4丁目、矢の平1丁目、矢の平3丁目、矢の平4丁目、白木町、中川2丁目、浜平2丁目、立山5丁目、西山1丁目、西山2丁目、西山3丁目、西山4丁目、西山台2丁目、片淵3丁目、片淵4丁目、片淵5丁目、鳴滝1丁目、鳴滝3丁目、木場町、芒塚町、宿町、界1丁目、界2丁目、網場町、春日町、潮見町、田中町、矢上町、現川町、平間町、高城台1丁</td> <td>人 435,300</td> <td>立方メートル 178,700</td> </tr> </tbody> </table>	給水区域	給水人口	1日最大給水量	長崎市（ <u>鹿尾町、米山町</u> 及び神浦上大中尾町の全部並びに本河内1丁目、本河内2丁目、本河内3丁目、本河内4丁目、矢の平1丁目、矢の平3丁目、矢の平4丁目、白木町、中川2丁目、浜平2丁目、立山5丁目、西山1丁目、西山2丁目、西山3丁目、西山4丁目、西山台2丁目、片淵3丁目、片淵4丁目、片淵5丁目、鳴滝1丁目、鳴滝3丁目、木場町、芒塚町、宿町、界1丁目、界2丁目、網場町、春日町、潮見町、田中町、矢上町、現川町、平間町、高城台1丁	人 435,300	立方メートル 178,700
給水区域	給水人口	1日最大給水量											
長崎市（ <u>新戸町4丁目、鹿尾町、米山町、八郎岳町、新牧野町</u> 及び神浦上大中尾町の全部並びに本河内1丁目、本河内2丁目、本河内3丁目、本河内4丁目、矢の平1丁目、矢の平3丁目、矢の平4丁目、白木町、中川2丁目、浜平2丁目、立山5丁目、西山1丁目、西山2丁目、西山3丁目、西山4丁目、西山台2丁目、片淵3丁目、片淵4丁目、片淵5丁目、鳴滝1丁目、鳴滝3丁目、木場町、芒塚町、宿町、界1丁目、界2丁目、網場町、春日町、潮見町、	人 435,300	立方メートル 178,700											
給水区域	給水人口	1日最大給水量											
長崎市（ <u>鹿尾町、米山町</u> 及び神浦上大中尾町の全部並びに本河内1丁目、本河内2丁目、本河内3丁目、本河内4丁目、矢の平1丁目、矢の平3丁目、矢の平4丁目、白木町、中川2丁目、浜平2丁目、立山5丁目、西山1丁目、西山2丁目、西山3丁目、西山4丁目、西山台2丁目、片淵3丁目、片淵4丁目、片淵5丁目、鳴滝1丁目、鳴滝3丁目、木場町、芒塚町、宿町、界1丁目、界2丁目、網場町、春日町、潮見町、田中町、矢上町、現川町、平間町、高城台1丁	人 435,300	立方メートル 178,700											

田中町、矢上町、現川町、平間町、高城台1丁目、高城台2丁目、東町、かき道6丁目、松原町、古賀町、中里町、船石町、上戸石町、川内町、戸石町、牧島町、岩見町、春木町、梁川町、淵町、稲佐町、江の浦町、平戸小屋町、大鳥町、水の浦町、大谷町、飽の浦町、秋月町、入船町、塩浜町、岩瀬道町、東立神町、西立神町、西泊町、木鉢町1丁目、木鉢町2丁目、みなと坂1丁目、みなと坂2丁目、小瀬戸町、神ノ島町1丁目、神ノ島町2丁目、神ノ島町3丁目、大浜町、小浦町、福田本町、小江町、柿泊町、小江原1丁目、小江原2丁目、小江原3丁目、小江原4丁目、小江原5丁目、手熊町、上浦町、園田町、向町、牧野町、四杖町、相川町、見崎町、松崎町、三重町、三重田町、檜山町、畦町、三京町、京泊1丁目、京泊3丁目、さくらの里1丁目、さくらの里2丁目、さくらの里3丁目、畝刈町、豊洋台1丁目、豊洋台2丁目、鳴見町、鳴見台2丁目、多以良町、川上町、星取1丁目、星取2丁目、出雲1丁目、出雲3丁目、戸町2丁目、戸町3丁目、戸町4丁目、戸町5丁目、上戸町、上戸町4丁目、新戸町1丁目、新戸町3丁目、新小が倉1丁目、小ケ倉町1丁目、小ケ倉町2丁目、小ケ倉町3丁目、大山町、ダイヤラ

目、高城台2丁目、東町、かき道6丁目、松原町、古賀町、中里町、船石町、上戸石町、川内町、戸石町、牧島町、岩見町、春木町、梁川町、淵町、稲佐町、江の浦町、平戸小屋町、大鳥町、水の浦町、大谷町、飽の浦町、秋月町、入船町、塩浜町、岩瀬道町、東立神町、西立神町、西泊町、木鉢町1丁目、木鉢町2丁目、みなと坂1丁目、みなと坂2丁目、小瀬戸町、神ノ島町1丁目、神ノ島町2丁目、神ノ島町3丁目、大浜町、小浦町、福田本町、小江町、柿泊町、小江原1丁目、小江原2丁目、小江原3丁目、小江原4丁目、小江原5丁目、手熊町、上浦町、園田町、向町、牧野町、四杖町、相川町、見崎町、松崎町、三重町、三重田町、檜山町、畦町、三京町、京泊1丁目、京泊3丁目、さくらの里1丁目、さくらの里2丁目、さくらの里3丁目、畝刈町、豊洋台1丁目、豊洋台2丁目、鳴見町、鳴見台2丁目、多以良町、川上町、星取1丁目、星取2丁目、出雲1丁目、出雲3丁目、戸町2丁目、戸町3丁目、戸町4丁目、戸町5丁目、上戸町、上戸町4丁目、新戸町1丁目、新戸町3丁目、新戸町4丁目、新小が倉1丁目、小ケ倉町1丁目、小ケ倉町2丁目、小ケ倉町3丁目、大山町、ダイヤランド1丁目、ダイヤランド2丁目、ダイヤラン

ンド1丁目、ダイヤモンド2丁目、ダイヤモンド3丁目、ダイヤモンド4丁目、磯道町、古道町、京太郎町、三和町、土井首町、毛井首町、草住町、柳田町、江川町、末石町、竿浦町、平山町、平山台1丁目、平山台2丁目、深堀町1丁目、深堀町4丁目、深堀町5丁目、深堀町6丁目、大籠町、早坂町、田手原町、太田尾町、飯香浦町、北浦町、田上1丁目、田上3丁目、田上4丁目、茂木町、宮摺町、大崎町、千々町、坂本2丁目、坂本3丁目、三原2丁目、三原3丁目、高尾町、江平1丁目、江平3丁目、赤迫2丁目、泉町、泉1丁目、泉2丁目、泉3丁目、昭和2丁目、昭和3丁目、女の都1丁目、女の都2丁目、川平町、三川町、三ツ山町、畦別当町、滑石4丁目、大宮町、北栄町、北陽町、虹が丘町、横尾2丁目、横尾5丁目、岩屋町、西北町、若竹町、柳谷町、錦2丁目、錦3丁目、西町、油木町、青山町、金堀町、城山台1丁目、城山台2丁目、立岩町、香焼町、以下宿町、野母崎樺島町、黒浜町、高浜町、南越町、野母町、脇岬町、永田町、上黒崎町、下黒崎町、西出津町、東出津町、赤首町、神浦扇山町、神浦北大中尾町、神浦下大中尾町、神浦丸尾町、神浦江川町、神浦上道德町、神浦下道德町、神浦口福町、神浦

ド3丁目、ダイヤモンド4丁目、磯道町、古道町、京太郎町、三和町、土井首町、毛井首町、草住町、柳田町、八郎岳町、江川町、末石町、竿浦町、平山町、平山台1丁目、平山台2丁目、深堀町1丁目、深堀町4丁目、深堀町5丁目、深堀町6丁目、大籠町、早坂町、田手原町、太田尾町、飯香浦町、北浦町、田上1丁目、田上3丁目、田上4丁目、茂木町、宮摺町、大崎町、千々町、坂本2丁目、坂本3丁目、三原2丁目、三原3丁目、高尾町、江平1丁目、江平3丁目、赤迫2丁目、泉町、泉1丁目、泉2丁目、泉3丁目、昭和2丁目、昭和3丁目、女の都1丁目、女の都2丁目、川平町、三川町、三ツ山町、畦別当町、滑石4丁目、大宮町、北栄町、北陽町、虹が丘町、横尾2丁目、横尾5丁目、岩屋町、西北町、若竹町、柳谷町、錦2丁目、錦3丁目、西町、油木町、青山町、金堀町、城山台1丁目、城山台2丁目、立岩町、香焼町、以下宿町、野母崎樺島町、黒浜町、高浜町、南越町、野母町、脇岬町、永田町、上黒崎町、下黒崎町、西出津町、東出津町、新牧野町、赤首町、神浦扇山町、神浦北大中尾町、神浦下大中尾町、神浦丸尾町、神浦江川町、神浦上道德町、神浦下道德町、神浦口福町、神浦向町、神浦夏井町、上大野

向町、神浦夏井町、上大野町、下大野町、宮崎町、琴海尾戸町、琴海大平町、琴海形上町、長浦町、琴海戸根原町、琴海戸根町、琴海村松町及び西海町の各一部を除く。)及び西彼杵郡長与町高田郷の一部

町、下大野町、宮崎町、琴海尾戸町、琴海大平町、琴海形上町、長浦町、琴海戸根原町、琴海戸根町、琴海村松町及び西海町の各一部を除く。)及び西彼杵郡長与町高田郷の一部

別表第2 (第3条関係)

処理区域	処理人口	処理区域面積	1日最大処理水量
長崎市(木場町、潮見町、川内町、牧島町、園田町、牧野町、松崎町、西出津町、新牧野町、赤首町、神浦扇山町、神浦上大中尾町、神浦下大中尾町、神浦口福町、上大野町、下大野町、池島町、琴海尾戸町、琴海形上町、長浦町、 <u>琴海戸根原町、琴海戸根町</u> 、大山町、鹿尾町、大籠町、太田尾町、飯香浦町、宮摺町、大崎町、千々町、以下宿町、野母崎樺島町、黒浜町、高浜町、南越町、野母町、藤田尾町及び畦別当町の全部並びに本河内1丁目、本河内2丁目、本河内3丁目、本河内4丁目、矢の平1丁目、矢の平3丁目、矢の平4丁目、白木町、八つ尾町、中川2丁目、三景台町、浜平2丁目、立山5丁目、西山1丁目、西山2丁目、西山3丁目、西山4丁目、西山台2丁目、片淵3丁目、片淵4丁目、片淵5丁目、	397,640人	7,031ヘクタール	185,900立方メートル

別表第2 (第3条関係)

処理区域	処理人口	処理区域面積	1日最大処理水量
長崎市(木場町、潮見町、川内町、牧島町、園田町、牧野町、松崎町、西出津町、新牧野町、赤首町、神浦扇山町、神浦上大中尾町、神浦下大中尾町、神浦口福町、上大野町、下大野町、池島町、琴海尾戸町、琴海形上町、長浦町、琴海戸根原町、大山町、鹿尾町、大籠町、太田尾町、飯香浦町、宮摺町、大崎町、千々町、以下宿町、野母崎樺島町、黒浜町、高浜町、南越町、野母町、藤田尾町及び畦別当町の全部並びに本河内1丁目、本河内2丁目、本河内3丁目、本河内4丁目、矢の平1丁目、 <u>矢の平2丁目、矢の平3丁目、矢の平4丁目、白木町、八つ尾町、中川2丁目、伊良林3丁目、風頭町、彦見町、愛宕1丁目、愛宕2丁目、愛宕4丁目、弥生町</u> 、三景台町、浜平2丁目、立山5丁目、西山1丁目、西山2丁目、西山	380,440人	6,758ヘクタール	163,200立方メートル

鳴滝1丁目、鳴滝3丁目、芒塚町、宿町、界1丁目、界2丁目、網場町、春日町、田中町、現川町、平間町、東町、かき道4丁目、松原町、古賀町、中里町、船石町、上戸石町、戸石町、岩見町、春木町、梁川町、淵町、稲佐町、江の浦町、平戸小屋町、大鳥町、水の浦町、大谷町、飽の浦町、秋月町、入船町、塩浜町、岩瀬道町、東立神町、西立神町、西泊町、木鉢町1丁目、木鉢町2丁目、みなと坂1丁目、みなと坂2丁目、小瀬戸町、神ノ島町1丁目、神ノ島町2丁目、神ノ島町3丁目、大浜町、小浦町、福田本町、小江町、柿泊町、小江原1丁目、小江原2丁目、小江原3丁目、小江原5丁目、手熊町、上浦町、向町、四杖町、相川町、見崎町、三重町、三重田町、檜山町、畦町、三京町、京泊3丁目、さくらの里1丁目、さくらの里2丁目、さくらの里3丁目、畝刈町、豊洋台1丁目、豊洋台2丁目、鳴見町、鳴見台1丁目、鳴見台2丁目、多以良町、永田町、上黒崎町、下黒崎町、東出津町、神浦北大中尾町、神浦丸尾町、神浦江川町、神浦上道德町、神浦下道德町、神浦向町、神浦夏井町、琴海大平町、琴海村松町、西海町、川上町、星取1丁目、星取2丁目、出雲3丁目、戸町2丁目、戸町3丁目、戸町4丁

3丁目、西山4丁目、西山台1丁目、西山台2丁目、片淵3丁目、片淵4丁目、片淵5丁目、鳴滝1丁目、鳴滝2丁目、鳴滝3丁目、芒塚町、宿町、界1丁目、界2丁目、網場町、春日町、田中町、現川町、平間町、高城台1丁目、高城台2丁目、東町、かき道1丁目、かき道4丁目、かき道6丁目、松原町、古賀町、中里町、船石町、上戸石町、戸石町、岩見町、春木町、梁川町、淵町、稲佐町、江の浦町、平戸小屋町、大鳥町、水の浦町、大谷町、飽の浦町、秋月町、入船町、塩浜町、岩瀬道町、東立神町、西立神町、西泊町、木鉢町1丁目、木鉢町2丁目、みなと坂1丁目、みなと坂2丁目、小瀬戸町、神ノ島町1丁目、神ノ島町2丁目、神ノ島町3丁目、大浜町、小浦町、福田本町、小江町、柿泊町、小江原1丁目、小江原2丁目、小江原3丁目、小江原4丁目、小江原5丁目、手熊町、上浦町、向町、式見町、四杖町、相川町、見崎町、三重町、三重田町、檜山町、畦町、三京町、京泊1丁目、京泊3丁目、さくらの里1丁目、さくらの里2丁目、さくらの里3丁目、畝刈町、豊洋台1丁目、豊洋台2丁目、鳴見町、鳴見台1丁目、鳴見台2丁目、多以良町、永田町、上黒崎町、下黒崎町、東出津町、神浦北大中尾町、神浦丸尾町、神浦江川

目、戸町5丁目、上戸町、上戸町4丁目、新戸町1丁目、新戸町3丁目、新戸町4丁目、新小が倉1丁目、新小が倉2丁目、小ケ倉町1丁目、小ケ倉町2丁目、小ケ倉町3丁目、ダイヤランド1丁目、ダイヤランド2丁目、ダイヤランド3丁目、ダイヤランド4丁目、磯道町、古道町、京太郎町、三和町、土井首町、毛井首町、鶴見台1丁目、鶴見台2丁目、米山町、草住町、柳田町、八郎岳町、江川町、末石町、竿浦町、平山町、平山台1丁目、平山台2丁目、深堀町1丁目、深堀町2丁目、深堀町3丁目、深堀町4丁目、深堀町5丁目、深堀町6丁目、早坂町、田手原町、北浦町、田上1丁目、田上3丁目、田上4丁目、茂木町、香焼町、伊王島町1丁目、伊王島町2丁目、高島町、脇岬町、蚊焼町、川原町、為石町、椿が丘町、布巻町、晴海台町、宮崎町、坂本2丁目、坂本3丁目、三原3丁目、高尾町、江平1丁目、江平2丁目、江平3丁目、赤迫2丁目、赤迫3丁目、泉町、泉1丁目、泉2丁目、泉3丁目、昭和2丁目、昭和3丁目、女の都1丁目、女の都2丁目、女の都3丁目、女の都4丁目、川平町、三川町、三ツ山町、滑石3丁目、滑石4丁目、大宮町、北栄町、北陽町、虹が丘町、横尾2丁目、横尾5丁目、岩屋町、西北

町、神浦上道德町、神浦下道德町、神浦向町、神浦夏井町、琴海大平町、琴海戸根町、琴海村松町、西海町、川上町、星取1丁目、星取2丁目、出雲1丁目、出雲2丁目、出雲3丁目、小曾根町、浪の平町、古河町、東琴平1丁目、東琴平2丁目、国分町、小菅町、戸町1丁目、戸町2丁目、戸町3丁目、戸町4丁目、戸町5丁目、上戸町、上戸町1丁目、上戸町4丁目、新戸町1丁目、新戸町3丁目、新戸町4丁目、新小が倉1丁目、新小が倉2丁目、小ケ倉町1丁目、小ケ倉町2丁目、小ケ倉町3丁目、ダイヤランド1丁目、ダイヤランド2丁目、ダイヤランド3丁目、ダイヤランド4丁目、磯道町、古道町、京太郎町、三和町、土井首町、毛井首町、鶴見台1丁目、鶴見台2丁目、米山町、草住町、柳田町、八郎岳町、江川町、末石町、竿浦町、平山町、平山台1丁目、平山台2丁目、深堀町1丁目、深堀町2丁目、深堀町3丁目、深堀町4丁目、深堀町5丁目、深堀町6丁目、早坂町、田手原町、北浦町、田上1丁目、田上3丁目、田上4丁目、茂木町、香焼町、伊王島町1丁目、伊王島町2丁目、高島町、脇岬町、蚊焼町、川原町、為石町、椿が丘町、布巻町、晴海台町、宮崎町、坂本2丁目、坂本3丁目、三原2丁目、三原3丁目、高尾町、江平1

町、若竹町、柳谷町、錦2丁目、錦3丁目、西町、油木町、青山町、金堀町、城山台1丁目、城山台2丁目及び立岩町の各一部を除く。)並びに西彼杵郡長与町高田郷及び同郡時津町元村郷の各一部

丁目、江平2丁目、江平3丁目、赤迫2丁目、赤迫3丁目、泉町、泉1丁目、泉2丁目、泉3丁目、昭和2丁目、昭和3丁目、女の都1丁目、女の都2丁目、女の都3丁目、女の都4丁目、川平町、けやき台町、三川町、三ツ山町、滑石2丁目、滑石3丁目、滑石4丁目、大園町、大宮町、北栄町、北陽町、虹が丘町、横尾2丁目、横尾3丁目、横尾4丁目、横尾5丁目、葉山2丁目、エミネント葉山町、岩屋町、西北町、若竹町、柳谷町、錦2丁目、錦3丁目、西町、油木町、青山町、金堀町、城山台1丁目、城山台2丁目及び立岩町の各一部を除く。)並びに西彼杵郡長与町高田郷及び同郡時津町元村郷の各一部